

第十八章 常任委員長懇談会

四〇二 議長は、会期、会期の延長、休会、その他につき委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く

議長は、会期、会期の延長、国会の休会又は議院の休会につき各委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く。

また、議長は、常任委員会調査室規程、内閣の議案提出予定、法規の解釈、委員会の本会議との並行開会、その他議長が必要と認めた事項につき各委員長と協議するため、常任委員長懇談会を開いた例がある。

四〇三 議長は、常任委員長懇談会に特別委員長、調査会長及び憲

法審査会会長の出席を求めるとする

議長は、常任委員長懇談会を開くに当たっては、常任委員長のほか特別委員長、調査会長及び憲法審査会会長の出席を求め、その意見を聴くのを例とする。

参照 一三三号、二二三号、二四四号、四〇二号

四〇四 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事

が常任委員長懇談会に出席するのを例とする

委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が常任委員長懇談会に出席するのを例とする。

参照 一二五号、四〇二号、四〇三号

四〇五 通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たつては、常任委員長懇談会は開かないのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たつては、常任委員長懇談会は開かないのを例とする。

参照 四〇二号

四〇六 常任委員長懇談会に國務大臣等の出席を求めた例

第一回国会常任委員長懇談会（昭和二十二年九月二十五日）において、内閣の議案提出予定について説明を聴取するため、内閣総理大臣片山哲君の出席を求めた。

第二回国会常任委員長懇談会（昭和二十三年二月二十五日）において、国家公安委員の任命承認の件について説明を聴取するため、政府委員（法制長官）佐藤達夫君の出席を求めた。

第四回国会常任委員長懇談会（昭和二十三年十二月四日）において、内閣の議案提出予定について説明を聴取するため、政府委員（内閣官房長官）佐藤榮作君の出席を求めた。

その他同例がある。

参照 四〇二号